

平成19年度障害福祉施策主要事業

長野県社会部 障 害 福 祉 課
長野県社会部 障害者自立支援課

区分	事業名	事業内容
相談支援体制	<p>障害者相談支援事業</p> <p>予算額 2億3,863万円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>障害者が安心して地域で暮らせるように、生活や就業、療育を支援する圏域ごとの相談支援センターを充実します。</p> <p>設置場所 10圏域 事業内容 障害者生活支援ワーカーの配置 障害者就業支援ワーカーの配置 障害児等の療育支援 相談支援体制整備推進アドバイザーの配置</p>
	<p>障害者相談支援従事者研修事業</p> <p>予算額 290万9千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>相談支援事業所に従事する相談支援専門員(相談支援従事者)の養成と、スキルアップのための研修を実施します。</p> <p>事業内容 ・初任者研修 ・現任研修(スキルアップのための研修) ・障害者ケアマネジメント従事者研修修了者のための研修</p>
	<p>自閉症・発達障害自立支援事業</p> <p>健康づくり支援課</p>	<p>自閉症等の障害児者及び家族に対する総合的な支援を行うため県下2箇所に自閉症・発達支援センターを設置します。</p> <p>事業主体 県 設置場所 精神保健福祉センター こども病院に職員駐在 事業内容 ・自閉症児者及びその家族や関係者への相談支援 ・相談支援コーディネーターとの連携強化 ・発達障害児者の実態把握と支援方法の検討 ・専門スタッフの養成</p>
生活の場の整備	<p>障害者グループホーム等整備事業</p> <p>予算額 2億5,957万8千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>地域での生活を望む障害者の自立生活を支援するため、グループホーム等の新築や改修に係る費用に対して助成します。</p> <p>補助率 県 1/2 設置主体 1/2 (西駒郷入所者の受け入れの場合 県 2/3 設置主体 1/3) 補助基準額 157,800円 × 23.3㎡ × 定員 (定員5人の場合の県の補助額は9,191,000円) 対象経費上限 新築2,000万円 改修1,000万円</p> <p>グループホーム・ケアホーム整備推進事業(予算額 600万円) アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム等を実施するに当たり、借上げに伴う初度経費(敷金・礼金)に対して助成します。</p> <p>補助率 県 10/10 補助基準額 対象経費上限 入居者1人あたり 133,000円 対象年度 平成19年及び20年度</p>

区分	事業名	事業内容
生活の場の整備	重症心身障害者等グループホーム運営事業 予算額 489万2千円 障害者自立支援課	重症心身障害者等、重度の知的障害者がグループホームで生活できるよう、看護師等、必要な職員の配置に係る費用に対して助成します。 補助率 県1/2 市町村1/2 対象者 (A) 歩行不能の肢体不自由とIQ35以下の重度知的障害の重複障害者で、医療的ケアを必要とする者 (B) ナイトケアなど手厚い支援が必要な重度知的障害者 補助基準額 (A) 区分6:34,708円、区分6(重度包括):92,625円 (B) 4人…区分4~5 : 30,083円 5人…区分4~5 : 24,066円
	宅幼老所支援事業 予算額 7,302万3千円 地域福祉課	1 施設整備事業 NPO法人等設置する民家改修型の宅幼老所の整備に対して助成します。 (1) 施設整備 事業主体 市町村 補助率 県2/3 市町村1/3 補助基準額 改修 750万円 (2) 耐震改修整備 事業主体 市町村 補助率 県2/3 市町村1/3 補助基準額 改修 150万円 2 緊急宿泊支援事業 宅幼老所が行う一時宿泊に必要な経費の一部を助成します。 実施主体 市町村 補助率 県1/2 市町村1/2 補助基準額 4,000円/日 3 運営費助成事業 地域共生型生活ホーム等の運営に要する経費の一部を助成します。 実施主体 市町村 補助率 県1/2 市町村1/2 補助額(1か所あたり) 20万800円 重度加算額(1人あたり) 40万160円 4 職員研修事業 管理者研修、スタッフ研修を実施します。 5 アドバイザー派遣事業 実践者、税理士、社会保険労務士などをアドバイザーとして派遣します。 派遣回数 原則として、1団体2回まで 負担金 1回3,000円
就労・日中活動の場の整備	知的障害者日中活動の場拡大事業 予算額 2,852万円 障害者自立支援課	知的障害者の日中活動の場を確保するため、国庫補助事業の対象にならない借家の改修等による通所授産施設等の施設整備経費に対して助成します。 事業主体 社会福祉法人等 補助率 県1/2 設置主体1/2 ・国庫対象外施設整備特別補助 施設整備費補助基準額 1,540万円 設備整備費補助基準額 476万2千円 ・通所部創設特別補助基準額 600万円

区分	事業名	事業内容
就労・日中活動の場の整備	<p>福祉就労強化事業</p> <p>予算額 1,648万4千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>行政と民間の連携協働により、障害者授産施設等の受注業務の拡大、製品の販路開拓等の支援を行い、施設利用者の収入の増加を図り、経済的自立を促進します。</p> <p>事業主体 県、社会福祉法人、NPO法人等</p> <p>事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 授産活動活性化支援員を配置し、以下の事業を実施(県下4地区に県職員が駐在) <ul style="list-style-type: none"> ・行政ネットワークを駆使した企業営業と施設支援 ・自立支援法新体系移行に係る就労課題の相談支援 2 共同受注等コーディネーターを設置し、以下の事業を実施(民間事業者を選定) <ul style="list-style-type: none"> ・共同受注、共同販売の調整等 ・民間の営業技術を有する多様な人材を施設のニーズに応じて派遣 ・授産施設等が積極的に企業等施設外に出向いて仕事を開拓するための人員確保を支援
	<p>共同作業所新体系移行円滑化支援事業</p> <p>予算額 2億8,322万6千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>共同作業所が障害者自立支援法の新体系へ円滑に移行できるよう支援し、地域の障害者の多様なニーズに応えることのできるサービス提供者を育成します。</p> <p>事業主体 県、市町村</p> <p>事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援給付移行体制整備支援 <ul style="list-style-type: none"> 補助率 県1/2 市町村1/2 補助限度額 300万円以内 2 移行円滑化支援促進支援セミナー <ul style="list-style-type: none"> 新体系移行のために必要な事務処理等の研修 3 設備等整備費補助 <ul style="list-style-type: none"> 施設整備補助限度額 500万円以内 補助率 基金10/10) (障害者自立支援対策臨時特例交付金) 設備整備費補助限度額 100万円以内 補助率 県1/2 市町村1/2
	<p>障害者ITサポートセンター運営事業</p> <p>予算額 525万5千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>ITに関する総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンター」を設置し、障害者の社会参加と就労の促進を図ります。</p> <p>事業主体 県(NPO法人等に委託)</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者へのITに関する各種相談対応、情報提供 ・パソコンボランティアの養成、スキルアップ研修及び障害者からの申請に応じた派遣 ・就労に向けたIT講座を開催
	<p>障害者社会適応訓練事業</p> <p>予算額 871万2千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>精神障害からの回復途上にある方に、住居の確保や社会適応訓練に必要な経費の支給を行うとともに、社会適応訓練を行う協力事業所に謝金を支払うことにより、社会復帰を促進します。</p> <p>事業主体 県(保健所)</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居手当 月額1万5千円以内 社会適応訓練手当 月額 7千円(住居無) 5千円(住居有) 社会適応訓練謝金 日額 2千円、月20日限度

区分	事業名	事業内容
就労・日中活動の場の整備	<p>障害者ピアサポート事業</p> <p>予算額 252万9千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>精神に障害のある方等が、仲間の相談支援や精神障害等に関する普及啓発を行うなど、当事者自身が自らの力を十分に発揮し、活躍できる場づくりを支援します。</p> <p>事業主体 2団体に委託 (精神障害者地域生活支援連絡会・長野ダルク)</p> <p>事業内容 ・相談支援業務 ・普及啓発活動 ・当事者活動の支援 ・当事者講師の養成 ・活動の場づくり</p>
自立訓練等	<p>精神障害者退院支援事業</p> <p>予算額 3,196万1千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>医療機関と地域サービス提供事業者等による支援体制構築し、精神科病院に入院している方の退院を支援します。</p> <p>事業内容 ・精神障害者退院支援コーディネーターの配置(4人) ・精神科病院に入院する者の退院支援 ・地域支援関係者の支援ネットワークの構築 ・精神障害者の地域生活に関わる人材育成等の研修会の実施</p>
	<p>地域生活移行推進員設置事業</p> <p>予算額 274万6千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>民間の知的障害者入所施設が、入所者の地域生活移行を行うために、地域生活移行推進員を設置する経費に対して助成します。</p> <p>補助対象 入所更生・授産施設を運営している社会福祉法人(4か所)</p> <p>補助率 県1/2 実施者1/2</p> <p>補助基準額上限 137万2千円(6か月以内)</p> <p>補助期間 1施設あたり2年間を限度とする</p>
	<p>障害者自立生活体験事業</p> <p>予算額 236万2千円</p> <p>障害者自立支援課</p>	<p>障害(児)者及び精神障害者が地域で自立した生活を送るため、宅幼老所やグループホーム等での宿泊体験に要する経費に対して助成します。</p> <p>事業主体 市町村</p> <p>補助率 県1/2 市町村1/2</p> <p>補助額 6,360円/日</p> <p>〔一泊2日の場合、12,720円が県・市町村から事業所へ補助します。〕 〔本人負担は食費実費程度〕</p>
	<p>高次脳機能障害者総合支援事業</p> <p>予算額 562万4千円</p> <p>障害福祉課</p>	<p>高次脳機能障害者に対し、生活復帰・社会復帰訓練や、就労復帰に向けた支援を行います。</p> <p>事業内容 ・県立総合リハビリテーションセンターで、日常生活・社会復帰訓練を行います。 ・拠点病院に相談コーディネーターを設置し、高次脳機能障害者やその家族の相談に応じる他、就労支援機関と連携し、就労に向けた支援を行います。</p>

区分	事業名	事業内容																													
在宅・余暇活動支援	重症心身障害児(者)通園事業 予算額 1億7,590万7千円 障害福祉課	1 重症心身障害児(者)通園事業 在宅の重症心身障害児(者)のために、通園により訓練・指導等の必要な療育を行い、運動機能の低下を防止するとともに、その発達を促します。 あわせて、家庭における保護者の療育技術の習得を図ります。 実施場所 A型通園事業(1日の利用人員15人規模) 1か所 B型通園事業(1日の利用人員5人規模) 7か所 うちB型特例(定員拡大5人 8人) 3か所 B型新設(佐久圏域) 1か所																													
	障害者余暇活動支援事業 予算額 550万円 障害福祉課	障害者の週末等の余暇を充実し、社会参加を促進するために、余暇活動の場の提供や相談支援に対して助成します。 事業主体 市町村(NPO法人等に補助) 補助率 県1/2 市町村1/2 対象場所 30か所 補助基準額 30万円																													
	心身障害児(者)タイムケア事業 予算額 6,743万6千円 障害福祉課	在宅の障害児(者)を一時的に介護できない場合に、登録介護者宅等における時間単位の介護サービスの提供に係る費用に対して助成します。 事業主体 市町村 対象者 在宅の身体・知的障害児者及び精神障害者 補助対象時間数 1人年間300時間(送迎に要する時間を含む) 補助単価及び負担割合 <table border="1" data-bbox="699 1176 1444 1384"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>団体・法人</th> <th>個人</th> <th rowspan="2">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特障等 対象</td> <td>8Hまで</td> <td>800円</td> <td>640円</td> <td rowspan="4">県 1/2 ・ 市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>8H超</td> <td>6,400円</td> <td>5,120円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の重度 (精神)</td> <td>8Hまで</td> <td>580円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>8H超</td> <td>4,640円</td> <td>3,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中軽度</td> <td>8Hまで</td> <td>530円</td> <td>420円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8H超</td> <td>4,240円</td> <td>3,360円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		団体・法人	個人	負担割合	特障等 対象	8Hまで	800円	640円	県 1/2 ・ 市町村1/2	8H超	6,400円	5,120円	その他の重度 (精神)	8Hまで	580円	460円	8H超	4,640円	3,680円	中軽度	8Hまで	530円	420円		8H超	4,240円	3,360円	
	区分		団体・法人	個人	負担割合																										
特障等 対象	8Hまで	800円	640円	県 1/2 ・ 市町村1/2																											
	8H超	6,400円	5,120円																												
その他の重度 (精神)	8Hまで	580円	460円																												
	8H超	4,640円	3,680円																												
中軽度	8Hまで	530円	420円																												
	8H超	4,240円	3,360円																												
障害者訪問看護サービス事業 予算額 660万1千円 障害福祉課	通所授産施設などに通う医療的ケアを必要とする障害児(者)の訪問看護サービスの利用に対して助成します。 さらに、重症心身障害児(者)通園事業未実施の圏域(木曾・大北)で通所施設が重症心身障害児(者)を受け入れた場合の訪問リハビリテーションに要する費用も助成対象とします。 事業主体 市町村 補助率 県1/2 市町村1/2 補助基準額 1人1日当たり1回(1時間以内)の医療的ケア等の利用を限度とする。 30分以内の場合 4,250円以内 30分を超え1時間以内の場合 8,300円以内 看護師等配置の場合(限度額) 年間 1,587,500円																														